

令和 4 年 第 2 回定例会

(6月21日)

一般質問資料

(2回目以降)

自由民主党千葉進取の会  
向後保雄

令和 4 年 第 2 回定例会（6 月 21 日）

2 回目から一問一答

通告時間：20 分（30 分）

## 1. 千葉中央コミュニティセンターの減築について

2回目以降は一問一答にて質問をさせていただきます。初めに、千葉中央コミュニティセンターの減築についてです。

ご答弁によりますと、現行法の容積率400%に基づき、既存建物を解体し新築する手法と、既存建物の上層階を解体する減築改修の手法を費用面や工期から比較・検討した結果、減築改修の方が費用面では約75億円削減でき、工期も約28か月短縮できるため減築改修手法の方が効果的な整備手法であること、配管配線についても更新するということなので理解できましたが、何しろ47年が経過している訳ですから、今後修繕が発生してくるのではと危惧します。

<質問2>

次に、どのような整備手法をとるのか、また今後のスケジュールについて伺います。

<答弁2>（財政局長）

本案件は、通常の新築工事と比べて、マンションに隣接していることや、工事ヤードの確保が難しいことなどにより、工事の難易度が非常に高いことから、設計段階から建設会社が参画し、設計に対する技術協力をを行うことができるECI方式を想定しています。

ECI方式を採用することにより、建設会社が提案する高度な技術力やノウハウを設計に反映できるため、施工

段階における設計変更リスクの低減や建設コストの縮減、工期短縮が期待できます。

なお、今後のスケジュールですが、令和7年度から工事を着工し、令和10年度には施設が再開できるよう進めて参ります。

設計段階から建設会社が参画する ECI 方式を採用するということ、また令和10年度の再開を目指すとの事、整備手法と今後のスケジュールについては理解致しました。

#### <質問3>

次に、再整備後は床面積も容積率400%となるので現行5万m<sup>2</sup>が3万m<sup>2</sup>強に減るので民間には貸さないと聞いておりますが、どのような施設が入るのか伺います。

#### <答弁3>（財政局長）

改修後は、本市に關係する公共・公用利用を前提としており、既存のコミュニティセンターも含め、新庁舎の近くで事業を行うことが、より効果的であると考えられる機能等を配置する方向で検討しております。

既存のコミュニティセンターも含め、新庁舎の近くで事業を行うことが、より効果的であると考えられる機能等を配置するとの事でしたが、近隣住民が活用できるように考慮頂くよう要望いたします。

#### <質問4>

そんなことから、千葉みなと、問屋町地区は約5,000近くの世帯が存在しますが公民館が近くにありません。公民館としての機能は整備するのか伺います。

#### <答弁4>（教育次長）

公民館の整備にあたっては、1中学校区に1館の設置を基本としております。

千葉みなと地区及び問屋町地区は3つの中学校区にまたがっておりますが、それぞれ新宿公民館、末広公民館、幸町公民館を設置していることから、中央コミュニティセンター内に新たに公民館を整備する予定はありません。

#### <質問5>

千葉みなと・問屋町地区は5,000世帯近くがあります。3中学校地区といつても、中央区でありながら人口増加に学校整備が追い付かずやむを得ず学区がバラバラになっている訳ですから、3中学校区だからというのは理由にはならないと思います。本来であれば新宿中学校区であり、国道を挟んで反対側の地区を入れれば10,000世帯はあると思います。そこに1か所の公民館しかないというのは不公平感が出るのは仕方ないと申し上げておきます。このように世帯の多い学区ですから、2か所の公民館があってもおかしくないのではと考えます。

現在では、有料無料の差こそあれ、公民館とコミュニティーセンターは違いがなくなってきたていると思いますので、公民館の整備予定がないのであれば、自治会の総会等に使える自治会館としての機能は設けるのか伺います。

#### <答弁5>（市民局長）

減築後の千葉中央コミュニティセンターの建物には、引き続き市民のコミュニティ活動の施設であるコミュニティセンターを設ける予定です。

現在、町内自治会においては、総会等のためにコミュニティセンターの諸室を御利用いただいており、減築後におきましても、コミュニティセンターの諸室を御利用いただきたいと考えております。

コミュニティーセンターとしての機能は引き続き設けるとの事ですので、今後も引き続き自治会の総会で使って広さが自由に変えられる可動式の諸室を設けていただくように要望いたします。

#### <質問6>

最後に、減築の結果、耐震性が確保されるのであれば、避難所としての機能を備えた体育館は必要と考えるが、体育館ではないとしても講堂とかマルチスペースとか、体育館の機能を有しながらも、体育館でない避難所施設として残すことはできないのか伺います。

## <答弁6>（総務局長）

本市では、感染症予防や避難環境向上の観点から、分散避難を進めており、指定避難所のほかに、町内自治会集会所などを地域避難施設として認定する制度の創設や、民間企業等の施設を車中泊避難場所や帰宅困難者一時滞在施設として活用する協定の締結などにより、避難施設の充実を図っているところであり、今後もさらなる避難スペースの確保が必要と考えております。

さらに、多様化する被災者支援のニーズに対応するための備蓄スペースなど、防災施設のさらなる確保も課題となっております。

このことを踏まえ、今後、新たに活用可能な施設が確保できた場合には、規模や設備、運営体制、周辺の災害リスクなどを総合的に勘案し、災害時の活用方法を検討して参ります。

ただ今のご回答は、活用可能なスペースがあれば対応しますとの事ですので、スペースがないからできないです、との答弁だと理解します。

千葉中央コミュニティセンターホールを千葉公園体育館に集約することについては、令和2年第1回定期例会の代表質疑や予算審査の分科会において、ご回答をいただいておりますが、集約後の施設の在り方に関して地域住民にはどのように説明されたのでしょうか。私のところには、そのような説明は聞いたことが

ないという声が寄せられております。市民の代表である議員に説明し、理解を得たのだからそれでいいというのはいかがなものかと思います。

すでに議会の承認を得て、事業が進み、今更変更することは難しいという執行部の考えはわかりますが、貴重な市民の税金の使い道を決めるわけですから、是非、地域住民への丁寧な説明を行って頂くことを切に要望いたします。

## 2. 町内自治会と民生委員について

次に、町内自治会と民生委員についてですが、ただ今自治会加入率の過去3年間のご答弁をいただきましたが、すべての区に於いて右肩下がりで加入率が悪くなっていることがわかりました。意外にも、こんなこと言ったら緑区の方に怒られますが、街中の中央区よりも緑区の方が自治会加入率が低いですね。いわゆる人口増加となっている新興住宅地の加入率が悪いのではないかと予測します。

### <質問2>

そこで、町内自治会への加入に関して、本市は転入者に対して自治会加入についてどのような説明をしているのか伺います。

### <答弁2>（市民局長）

本市への転入手続きの際には、町内自治会への関心を持っていただき、加入を促進するため、町内自治会の活動等をお知らせするチラシを配布しております。

また、町内自治会は、一定の地域に住む市民により自主的に構成される団体であり、加入を強制することはできないのですが、自分たちの地域をより良くするための活動に取り組むまちづくりの重要な担い手であり、住民同士が支えあう共助の面からも必要不可欠な存在であることから、可能な限り町内自治会に加入していただきたい旨を説明しております。

自治会加入は、判例が出ている通り強制ではありません。しかし、強制ではないですが、町内自治会と本市とは連携して地域運営を行っている訳ですからまずは「是非とも加入していただいて自分たちが住む街を住民同士の助け合い支え合いで住みよくして行きましょう」くらいのコメントは、言い方は様々あると思いますがこのような趣旨で説明していただくことを要望いたします。

### <質問3>

次に、民生委員についてですが、本年12月に一斉改選を迎えるが、現在、民生委員の定員に満たない地区は市内にどれくらいあり、どこの区が不足しているのか伺います。

### <答弁3>（保健福祉局長）

区域担当の民生委員の欠員の状況ですが、本年6月1日現在、市内全78地区のうち34地区で欠員が生じており、特に美浜区においては10地区中7地区において欠員が生じている状況です。

78地区のうち34地区で欠員が生じているとのご答弁をいただきました。半分近い地区で欠員が生じているということです。

<質問4>

では、民生委員はどのような手続きを経て選任されるのか伺います。

<答弁4>（保健福祉局長）

民生委員の選任については、市内78の地区ごとに設置する民生委員推薦準備会から推薦された候補者を、本市の附属機関である千葉市民生委員推薦会において適否を審査し千葉市長に推薦します。推薦を受けた千葉市長は、千葉市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会への諮問・答申を経て、厚生労働大臣に推薦します。

その後、厚生労働大臣からの委嘱決定を受け、民生委員として選任されます。

選任の流れについてはただ今のご答弁で理解致しました。厚生労働大臣から委縮された準公務員ということですね。

<質問5>

では、先ほどのご答弁で、78地区のうち34地区に於いて欠員が生じているとの事でしたが、民生委員が定数に満たない地区が多数ある状況の中で対策はしているのか伺います。

<答弁5>（保健福祉局長）

民生委員の欠員が生じる原因としては、高齢化の進展や地縁・血縁による助け合いの機能が低下したこと

による業務負担の増大、65歳以上でも働き続ける人や共働き世帯の増加による担い手の不足など、様々な要因が挙げられます。

欠員が生じている地区では、別の区域を担当する民生委員が、地域の実情を踏まえ、分担等を行いながら、欠員となっている区域をサポートしておりますが、受持ち世帯の増加による民生委員への負担の増加が懸念されます。

このため本市では、民生委員制度や活動への御理解・御協力を広めるため、市政だより・市ホームページにおける周知や、市民向けの出前講座などを実施しているほか、新たな担い手の掘り起こしや負担軽減を目的として、民生委員協力員制度の創設と活用、定年退職を迎える市職員や教員に対し民生委員の案内資料を配布するなど、民生委員活動の後方支援や担い手の確保に向けた取組みを実施しております。

本来であれば、定年退職した高齢者が担い手となってくれればよいのですが、生活環境の変化により、より豊かな生活をするためには働くを得ないため、ボランティア的な民生委員の報酬では仕事の重さと報酬がマッチしないのではないか、と考えます。もっと報酬を高くして、生活の糧としての報酬を支払う制度にしてゆかなければ解決できないと考えます。国に於いて働き方自体を変える民生委員法の改正を考えなければ解決できないと申し上げて次の質問にうつります。

### 3. ウクライナの避難民の対応について

最後にウクライナの避難民の対応についてです。ご答弁によれば、24人が千葉市内に住民登録をしているとの事で、住民登録をしていない国内に身寄りのない国の一時滞在施設にいる避難民が66人いるとの事でした。

<質問2>

そこで、避難民の支援体制について伺います。

<答弁2>（総務局長）

次に、避難民の支援体制について、お答えします。

本市では、本年3月に国際交流協会に相談窓口を設置し、在留資格変更などの行政手続のサポート、生活に関する相談及び情報提供を行ってまいりました。

特に5月からは、増加する避難民へのよりきめ細やかな支援を実施するため、ウクライナ語の通訳を国際交流協会の非常勤嘱託職員として雇用し、相談体制の拡充を図ったところです。

あわせて、避難民支援のために応募いただいたボランティアによる病院受診時の通訳や支援内容の案内文書の翻訳などの支援も行っております。

<質問3>

ご答弁ありがとうございます。在日のウクライナの方からの要望で国際交流課には様々対応いただき、現在では入管庁に行く前に国際交流協会で様々な手続き

をワンストップでやっていただいていることに感謝いたします。次に、避難民への住宅支援について伺います。

＜答弁3＞（総務局長）（都市局長）

避難民への住宅支援について、お答えします。

本市では、市内に居住を希望するウクライナ避難民の方への

住宅支援策として、災害被災者用に確保している市営住宅の提供を行っているところです。

3月末の開始時より即時入居可能な住宅を16戸確保し、6月8日時点で8住戸の提供を行っている状況です。

そのため現時点では、即時入居可能な住戸は8住戸となっています。

また、市内の県営住宅には、6月8日時点で1戸入居しております。

今後もしばらくは、ウクライナからの避難民の数は増加していくことが想定されますので、引き続き県と連携するとともに、民間活用も検討しながら住宅支援に努めてまいります。

市営住宅も今のところ8住戸空いているとのことです、これから避難民が増えて足らなくなるのではないかと考えているので、コロナで宿泊客が減少して困っているホテル等を活用してほしいとの思いがありますが、ご答弁によれば、民間活用も考えているとのこ

とですので安心しました。

<質問4>

最後に、生活支援金についてです。

先ほどご答弁いただきました、国の一時滞在施設には、身元引受人の無い避難民が在留しているとのことです、一方で、本市にこれまで避難されてきた方は、親族や知人を頼って来日されていると認識しております。

現在、ウクライナ避難民に対する経済的支援は、身元引受人がいない避難民に対しては国が行うものの、親族や知人などの身元引受人がある避難民については、親族や知人からの支援を基本として、日本財団の支援金等を活用するという制度設計がなされていると聞いております。

しかしながら、避難民の方から、未だに日本財団からの支援金の支給がされず生活に困窮しているとの相談が寄せられています。

頼られている親族や知人に経済的余裕があるとは限らず、食料や衣類の購入、病院の受診料などの支払いにも窮する状況であるとのことです。

そこで、ウクライナ避難民への経済的支援について、現在どのような対応がなされているのか伺います。

<答弁4>（総務局長）

避難民への経済的支援については、身元引受人がない避難民に対して、国が、住居や生活費、医療費など

手厚い支援を行っています。一方で、身元保証人である親族や知人を頼って来日された避難民については、身元保証人からの支援を基本としつつ、自治体や日本財団の生活支援の案内がされています。

この日本財団の支援金については、1人につき年間100万円の生活費等の支給が受けられるものであり、4月20日から申請受付が行われています。

しかしながら、最近避難民の方から、未だに日本財団からの支援金の支給がされず生活に困窮しているとの相談が複数寄せられております。

本市でも、日本財団からの支援金が支給され、生活が安定するまでの一時金として、本市に居住を希望する避難者1人につき5万円の支援金の支給を行ってきたところですが、避難民の方々が安心して生活する上で、現在、日本財団の支援金の支給が遅れていることは大変遺憾であり、国及び日本財団に対して6月14日に申し入れを行うとともに、追加の生活支援金として、1人5万円の支給を実施いたします。

ご答弁ありがとうございました。日本財団の支給が遅れている現状で、追加の1人5万円の支給を実施するとの事ありがとうございます。経済的に困窮をしている避難民への追加支援の要望をいただいたウクライナ避難民の方々が安心すると思います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。